

訴えの提起について

【議案提出担当課：環境対策課】

1 訴えの相手方

2 事件名

損害賠償請求事件

3 訴えの要旨

- (1) 相手方に対し、損害賠償金として金437万8,000円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める。
- (2) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

4 訴えの理由

町が所有する塵芥収集車2台に相手方が粗悪な燃料を給油したことにより、当該2台の車両のエンジンがいずれも破損した損害につき、町は相手方に賠償を請求したが、相手方がこれを拒絶したため、町は訴訟を提起する。

5 事件に関する取扱い

- (1) 弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する。
- (2) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (3) 必要がある場合は、和解する。

6 授権事項

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 訴えの取下げ、和解又は請求の放棄
- (2) 控訴、上告、上告受理申立又はその取下げ

7 所管裁判所

奈良地方裁判所